

# 鳥取縣公報

昭和十八年三月五日  
第千四百十三號

金曜日

## 目次

○ 告示	米子常設家畜市場業務規程中變更……………	二頁
● 被保險者證中無效……………	二頁	
● 健康保險醫指定……………	三頁	
● 由良川沿岸耕地整理組台長同副長選任……………	三頁	
● 國民健康保險組合設立認可……………	四頁	
● 國民健康保險組合事業施行許可……………	四頁	
○ 彙報		
● 機械油を切符制に……………	二頁	
● 本縣昭和十八年甘藷・馬鈴薯の増産計畫……………	二頁	
● 甘藷苗と馬鈴薯の作り方……………	二頁	
● 馬の縣外移出を禁止……………	二頁	
● 其の他……………	一七頁	

## 告示

### ◆鳥取縣告示第百六號

米子市畜産組合ニ對シ米子常設家畜市場業務規程中大高分場、大西伯郡分場開催期日左ノ通變更ノ件昭和十八年三月五日認可セリ

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

市場名 取扱家畜 變更前ノ市場開催日 變更後ノ市場開催日

大高分場 牛 馬 每月九日、十九日 每月八日、十八日

大山口 牛 馬 每月二十五日 每月五日、十五日

### ◆鳥取縣告示第百七號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證

中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 被保險者 工場事業場又ハ事務所在地並名稱 無効トナリ  
記 號 番號 氏 名 務所所在地並名稱 タル年月日

職米とは 一 赤畑 稔 鳥取縣織機製品配給 不 明  
職米 上 四一 矢倉 陽子 有限責任米子信用組合 一八、二〇

鳥取縣告示第百八號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 被保險者 工場事業場又ハ事務所在地並名稱 無効トナリ  
記 號 番號 氏 名 務所所在地並名稱 タル年月日

米よと 五 佐々木精一 米村鐵工所 不 明  
岩 い 一三三 石川 棟男 岩美 鑛山 一七、三、五

鳥 ひ 六八 谷本 太郎 日ノ丸自動車株式會社 一八、三、ハ  
東 め 三三 瀧浦 隆夫 明治機械製作所 不 明

鳥 な 二一 隱岐谷忠夫 中原鐵工所 一、一、三

鳥 ひ 五三 安田 春江 日ノ丸自動車株式會社 一八、三、〇

東とは 二 後藤 國雄 鳥取縣產業組合聯合會 一七、三、四  
製油工場

鳥取縣告示第百九號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 被保險者 工場事業場又ハ事務所在地並名稱 無効トナリ  
記 號 番號 氏 名 務所所在地並名稱 タル年月日

鳥たち 一四 山本 惠 鳥取市立川二丁目 不 明  
鳥あわ 一四 吉村 芳惠 鳥取市古市 旭製紙株式會社 一六、一

鳥 ひ 五三 安田 春江 鳥取市東品治町日ノ丸自動車株式會社 一七、二

鳥 ひ は 三三 吉田 弘 鳥取市東品治町日ノ丸自動車株式會社 一八、一〇

鳥 しい 三一 太田藤十郎 鳥取市東品治町昭和バラス株式會社 一八、一五

鳥 ちか 六 田中 千代 八頭郡國中村智頭木材株式會社河原支所 一八、二六

氣とい 九 佃 しう 氣高郡鹿野町 一八、二四  
西しと 七二 都田 なつ 西伯郡上道村 昭和不燃工場 不 明

同 三六 門脇美代子 同 同  
同 二六 矢田 洋 同 同

日 ひ 器 秋本 國一 日野郡多里村 廣瀬 鑛山 一一、一四

日 を に 言 實光 清市 日野郡黒坂町 大阪特殊製鋼株式會社 一八、二三

鳥とは 一〇 金谷 壽治 鳥取市賀露町 株式會社鳥取造船所 一一、三〇

鳥取縣告示第百十號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

專門科名 診療所々在地 氏 名 指定年月日

内 兒 科 東伯郡泊村大字泊 小林 正直 昭和十八年二月二十五日

内 科 東伯郡淺津村大字下 遠藤河津三 昭和十八年二月二十五日

内 科 淺津 日野郡根雨町 木下 直幹 昭和十八年二月二十五日

外科小兒科 日野郡病院 昭和十八年二月二十五日

鳥取縣告示第百十一號

東伯郡由良川沿岸耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡大誠村大字原 組合長 永井三藏

同 郡離手村大字寺谷 組合副長 福田正章

同 郡由良町大字由良宿 同 山田登志

正 誤

昭和十八年二月二十六日付鳥取縣告示第九十五號中三頁下段終リノ行一歳出合計 四二九、四一七トアルハ一歳出合計 二四九、四一七ノ誤

鳥取縣告示第百十二號

昭和十八年一月三十日左ノ通國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事

土肥

米之

一 組合ノ名稱 倉吉町國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 東伯郡倉吉町大字研屋町二千五百十三番地二

三 組合ノ地區 東伯郡倉吉町

鳥取縣告示第百十三號

昭和十七年十二月三十日左ノ通國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十八年三月五日

鳥取縣知事

土肥

米之

組合ノ名稱 浦富町國民健康保險組合

事務所ノ所在地 岩美郡浦富町大字浦富千九百三番地

組合ノ地區 岩美郡浦富町

岩井町 同

岩井町大字岩井四百五十番地

岩井町

倉田村 同

倉田村大字八坂五十七番地

倉田村

米里村 同

米里村大字久末八十九ノ二番地

米里村

宇倍野村 同

宇倍野村大字町屋三百九番地

宇倍野町

00723

55700

成器村 同

成器村大字中瀬原六十九番地

成器村

面影村 同

面影村大字雲山四十番地

面影村

津ノ井村 同

津ノ井村二百八十四番地

津ノ井村

大岩村 同

大岩村大字大谷三十二番地ノ一

大岩村

本庄村 同

本庄村大字新井二百六十番地

本庄村

小田村 同

小田村大字院内四百三十六番地

小田村

網代村 同

網代村百十八番地三十九

網代村

田後村 同

田後村六十七番地ノ一

田後村

東村 同

東村大字小羽尾二百六十番地

東村

智頭町 同

入頭郡智頭町大字智頭四百十六番地

入頭郡智頭町

若櫻町 同

若櫻町大字若櫻八百一番地ノ五

若櫻町

河原町 同

河原町大字河原五十二番地ノ四

河原町

用ヶ瀬町 同

用ヶ瀬町大字用瀬二百五十三番地

用ヶ瀬町

賀茂村 同

賀茂村大字宮谷二百六十一番地

賀茂村

國中村 同

國中村大字石田百一番地

國中村

準村 同

準村大字郡家三百十三番地

準村

國英村 同

國英村大字山手四百五十三番地

國英村

入上村 同

入上村大字曳田百八十六番地ノ十七

入上村

散岐村 同

散岐村大字佐貫七百八十五番地

散岐村

佐治村 同

佐治村大字加瀬木千三百番地

佐治村

社村	同	社村大字禮原三百十番地	同	社村
山郷村	同	山郷村大字中原二百六十八番地	同	山郷村
安部村	同	安部村大字安井宿八百九十五番地	同	安部村
丹比村	同	丹比村大字北山七十二番地	同	丹比村
入東村	同	入東村大字才代二百九十八番地	同	入東村
池田村	同	池田村大字岩屋堂百十二番地	同	池田村
中私都村	同	中私都村大字下津黒八十四番ノ四	同	中私都村
下私都村	同	下私都村五百七十三番地	同	下私都村
鹿野町	同	氣高郡鹿野町大字鹿野千七百八十二番地	同	氣高郡鹿野町
青谷町	同	青谷町大字青谷三千八百十五番地ノ三	同	青谷町
大和村	同	大和村大字倭文二百三十四番地ノ一	同	大和村
大正村	同	大正村大字古海八百二十一番地	同	大正村
東郷村	同	東郷村大字今在家三百四十九番地	同	東郷村
豊實村	同	豊實村大字大橋四百七十番地	同	豊實村
明治村	同	明治村大字松上三百三十七番地ノ五	同	明治村
湖山村	同	湖山村千五百八十八番地	同	湖山村
松保村	同	松保村大字布勢二百七十四番地	同	松保村
千代水村	同	千代水村大字秋里五十三番地	同	千代水村
大郷村	同	大郷村大字金澤三百九十五番地ノ一	同	大郷村
末恒村	同	末恒村大字伏野千五百四十五番地	同	末恒村

寶木村	同	寶木村大字寶木八百二十六番地ノ四	同	寶木村
酒津村	同	酒津村三百九十九番内第一地	同	酒津村
正條村	同	正條村大字濱村二番地	同	正條村
日置谷村	同	日置谷村大字山根二百十九番地	同	日置谷村
日置谷村	同	日置谷村大字奥崎三百番地ノ一	同	日置谷村
中郷村	同	中郷村大字龜尻百五十六番ノ二地	同	中郷村
勝部村	同	勝部村大字紙屋百九十四番地ノ一	同	勝部村
由良町	同	東伯郡由良町大字由良宿千七百六十二番地	同	東伯郡由良町
入橋町	同	入橋町大字入橋五百二十六番地	同	入橋町
赤碕町	同	赤碕町大字赤碕千五百四十八番地	同	赤碕町
浦安町	同	浦安町大字金市百三番地	同	浦安町
日下村	同	日下村大字上井三百二十番二十九	同	日下村
長瀬村	同	長瀬村大字長瀬千三百三十五番地	同	長瀬村
橋津村	同	橋津村大字橋津三百六十四番地	同	橋津村
泊村	同	泊村大字泊五百三十六番地	同	泊村
舍人村	同	舍人村大字方地千五十一ノ二番地	同	舍人村
東郷組合村	同	松崎村二百八十一番一	同	東郷村
淺津村	同	淺津村大字下淺津二百三十五番地	同	淺津村
花見村	同	花見村大字長和田二百五十九番地三	同	花見村
三朝村	同	三朝村大字三朝九百三十九番地	同	三朝村

三德村	同	三德村大字片柴一千二十六番地ノ二	同	三德村
小鹿村	同	小鹿村大字高橋百六十八番二地	同	小鹿村
竹田村	同	竹田村大字穴鴨百六十八番地	同	竹田村
矢送村	同	矢送村關金宿千七百七十五番地	同	矢送村
南谷村	同	南谷村大字松河原千三番地	同	南谷村
北谷村	同	北谷村大字福富二百十四番ノ三	同	北谷村
高城村	同	高城村大字上福田五百二十一番地	同	高城村
社村	同	社村大字國分寺三百二番地	同	社村
灘手村	同	灘手村大字尾原五百番一地	同	灘手村
下北條村	同	下北條村大字弓原四百三番地	同	下北條村
中北條村	同	中北條村大字江北七百九十八番地	同	中北條村
上郷村	同	上郷村大字山田四百九十五ノ一番地	同	上郷村
成美村	同	成美村大字出上五百五十一番地	同	成美村
以西村	同	以西村高岡三百四ノ三	同	以西村
安田村	同	安田村大字籠津三百九十八番地	同	安田村
下中山村	同	下中山村大字赤坂三百十九番地	同	下中山村
上中山村	同	上中山村大字八重四十八番地	同	上中山村
境町	同	西伯郡上道村千七十三番地	同	西伯郡境町
淀江町	同	淀江町大字淀江五百八番地	同	淀江町
御來屋町	同	御來屋町九百八十九番地	同	御來屋

00727

彦名村	同	彦名村二千八百三十五ノ四番地	同	彦名村
崎津村	同	崎津村大字大崎千七百四十五番地	同	崎津村
渡村	同	渡村大字渡二千二百二十五番地	同	渡村
外江村	同	外江村二千五百九十六番地ノ三	同	外江村
上道村	同	上道村八百四十六番地	同	上道村
餘子村	同	餘子村大字竹内三百九十三番地二	同	餘子村
中濱村	同	中濱村大字小篠津八百七番地	同	中濱村
大篠津村	同	大篠津村千五百五十番次一番地	同	大篠津村
和田村	同	和田村千七百二十二番地	同	和田村
富益村	同	富益村八百九番地	同	富益村
夜見村	同	夜見村千六百八十一番地	同	夜見村
成實村	同	成實村大字石井三百二十二番地	同	成實村
天津村	同	天津村大字福成二千二百九十七番地	同	天津村
大國村	同	大國村大字原四百七十四番地	同	大國村
法勝寺村	同	法勝寺村大字法勝寺四百七十番地	同	法勝寺村
上長田村	同	上長田村大字下中谷八百十七番地	同	上長田村
東長田村	同	東長田村大字中二百二十番地一	同	東長田村
手間村	同	手間村大字天萬千五百二十四番地三	同	手間村
賀野村	同	賀野村大字金田二百三十三番地	同	賀野村
尙徳村	同	尙徳村大字下安曇十六ノ一番地	同	尙徳村

五千石村	同	五千石村大字八幡六百九十二番地ノ一	同	五千石村
幡郷村	同	幡郷村大字大殿千九十二番地二	同	幡郷村
大幡村	同	大幡村大字岸本二百九十八番地	同	大幡村
縣村	同	縣村大字福萬三百四十五番地	同	縣村
春日村	同	春日村大字上新印二百四十番地二	同	春日村
大高村	同	大高村大字尾高千七百三十三番地	同	大高村
日吉津村	同	日吉津村大字日吉津五百九十二番地	同	日吉津村
大和村	同	大和村大字佐陀四百八十一番地	同	大和村
所子村	同	所子村大字國信五百四十九番地二	同	所子村
庄内村	同	庄内村大字富長七百七十二番地	同	庄内村
光德村	同	光德村東坪二番地	同	光德村
逢坂村	同	逢坂村大字下市三十三番二地	同	逢坂村
黒坂町	同	日野郡黒坂町大字黒坂千二百四十五番地	同	日野郡黒坂町
山上村	同	山上村大字茶屋三千六百八十六番地	同	山上村
多里村	同	多里村大字多里二百三十九番地	同	多里村
石見村	同	石見村大字上石見八百二十七番地	同	石見村
江尾村	同	江尾村大字江尾二千六十一番地	同	江尾村

鳥取縣告示第百十四號

昭和十七年十二月三十日左ノ通法人ノ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ許可セリ

昭和十八年三月五日

法人ノ名稱

保證責任蒲生信用購買販賣利用組合

同	船岡	同
同	西郷	同
同	宇野共榮	同
同	旭	同
同	小鴨	同
同	榮	同
同	大誠	同
同	下郷	同
同	古布庄	同
同	根雨	同
同	二部	同
同	阿毘縁	同
同	日野上	同

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
事務所ノ所在地

岩美郡蒲生村大字蒲生千百三十番地
八頭郡船岡村大字船岡三百十五番一地
東伯郡西郷村大字八屋八十二番一地
同 宇野村千五百六十八番地
同 旭村大字本泉三百七十一番地
同 小鴨村大字中河原五百四十番一地
同 榮村大字龜谷百八十三番地
同 大誠村大字瀬戸六十番地ノ五
同 下郷村大字劔三百番一地
同 古布庄村大字古長三百六十五番地
日野郡根雨町大字根雨四百九番地
同 二部村大字二部千五百五十六番地
同 阿毘縁村大字阿毘縁千二百五十一番地ノ一
同 日野上村大字矢戸千二百一十一番地ノ二

彙報

三月一 機械油を切符制に  
日より

二月二十六日配給統制要項公布

石油製品中揮發油、燈油、輕油及び重油に付ては、既に輸出入品等に關する臨時措置に關する法律に基いて、石油販賣取締規則(商工省令)が制定せられ、之が消費規正を實施し來つたのであるが、モビール油以下の機械油に付ては何等消費規正に關する規定がなく、石油販賣業者をして重點配給をなすやう指導しつゝあるのであるが、戦局の擴大に伴つて各種産業は勃興し、之がため機械油の需要は日を逐つて増加しつゝある傾向にある。

今次大東亞戦争の戦果に依つて南方の石油資源は殆ど我が國の確保するところとなつたのであるが、併しながら機械油の供給に關しては遺憾ながら目下のところ全面的に南方原油に依存し得ない状態で、今後共廢油の回收、再生使用の指導奨励を圖るは勿論之が徹底的消費規正を圖ると共に需給關係を重點的にし、不急不用方面への流入、買溜等を防遏して重要産業方面への配當を確保

し、之等の産業をして眞に國家目的に邁進せしめ、聖戰完遂上萬遺憾なきを期することとなり、縣では去る二月二十六日告示(第百一號)を以て之が配給統制要綱を制定公布し、モビール油、マシ油、蠶車油(車軸油)スピンドル油、シリンドー油、ダイナモ油、冷凍機油、内燃機油、タービン油、マリンエンジン油等の機械油を購入票引換販賣とし三月一日より之を實施することとなつた。

本縣昭和十八年の甘藷

馬鈴薯増産計畫

大東亞戦争愈々熾烈ならんとし、物資の戦が直接勝敗決定の契機に重大の役割をなす現下の情勢に於て、國民の食糧を國內生産によつて確保するといふことは極めて重要であるが、昨年内地米作の豊饒にも拘らず朝鮮臺灣の實績とか、船舶輸送等の問題から本年の食糧供給は決して安心を許さぬ情況にあることは屢々記す通りであつて、これが爲には米麥の増産確保を期すると共に、甘藷及び馬鈴薯の増産を圖ることが極めて喫緊事となつてゐる。尙軍需其の他各種工業用の澱粉原料として、或はアルコール製造原料としてこれが増産の要請されてゐることも衆知の通りである。

00731

そも、甘藷及び馬鈴薯の榮養價は極めて高率なもので、いま主な食糧農産物の一定面積から收穫される熱量(カロリー)を比較すると、甘藷第一位、米第二位、馬鈴薯第三位といふ順位になりその上近來甘藷、馬鈴薯に關する科學的研究が進歩して、品種や栽培法の改良が行はれ、又病蟲害の防除に關する研究も進んだ結果、その收量を二倍三倍乃至數倍に増加させることも容易と認められ、これが増收は益々期待されてゐる次第である。

従つて現下の食糧事情としてこの甘藷馬鈴薯の増産に一層の努力を拂ふことは極めて肝要であつて、政府では昭和十八年度に於て甘藷十七億六千三百萬貫、馬鈴薯七億八千百萬貫の生産計畫が樹立せられ、これが絶対確保を期せられてゐる。

依つて本縣に於てもこの政府の計畫に基き本縣生産數量甘藷千六百六十七萬貫、馬鈴薯二百七十三萬貫を縣下各戸に割當て、その確保を期し優良品種の普及、良苗育成、自給肥料の増施、病害蟲防除等各種の施設を講じつゝあるので切に縣民各位の大奮闘を期待する次第である。

昭和十八年甘藷馬鈴薯本縣増産割當については、各都市農會に於て縣の割當に基き二月中旬町村割當を行ひ、更に町村農會では農事實行組合別に割當てその組合の組合員別割當を行はしめる筈である。そしてその栽培反別確保を期する爲市町村農會は各農事

實行組合毎に耕作臺帳を整備することになつてゐるが、これが反別確保並に増産の技術的改善に關しては、縣の方針に基いてその徹底を期するため篤農家をも動員することになつてゐる。なほ報國農場については關係方面と連繫協力して作付けせしめ、種苗確保については郡市農會は優良多收品種の急速に普及するやう、關係方面と協力してこれが萬全を期することになつてゐる。かくて増産確保を期待されてゐる本縣甘藷馬鈴薯の郡市別割當は次の通りである。

▽昭和十八年度甘藷増産計畫

郡市名	作付面積	反別基準數量	生産目標
鳥取市	一四六	四〇〇	五八、四〇〇
米子市	一、〇五九	五〇〇	五二九、五〇〇
岩美郡	一、五九〇	二九〇	四六一、一〇〇
八頭郡	二、八二六	二三〇	六四九、九八〇
氣高郡	四、一五一	三〇五	一二六六、〇五五
東伯郡	一、三九四	三三〇	三、七六四、五九〇
西伯郡	一、一四七	四〇九	四、五五三、八八〇
日野郡	一、四九九	二五八	三八六、五一四
計	三三、八二二	三四五	一一、六六九、九九九

00730

00732

▽昭和十八年度馬鈴薯増産計畫

郡市別	作付面積 反	反當基 準數量	生産目標
鳥取市	二七〇	三九〇	一〇五、三〇〇
米子市	六九八	五四八	三八二、五〇四
岩美郡	一、一四四	三四〇	三八八、九六〇
入頭郡	一、八五一	三一〇	五七三、八一〇
氣高郡	一、二四二	三三〇	四〇九、八六〇
東伯郡	一、二四一	三〇九	三八三、八六〇
西伯郡	一、〇四九	三五三	三七〇、一六〇
日野郡	四四五	二六〇	一一五、七〇〇
計	七、九四〇	三四四	二、七三〇、一五四

甘藷苗

馬鈴薯の作り方

甘藷・馬鈴薯増産の必要なことは別項記載の通りであるが、此處に甘藷苗の作り方と馬鈴薯の作り方方を記して参考にする。

△甘藷苗の作り方

甘藷の品種は頗る多いが、先づ本縣向の甘藷として獎勵し得るものは岩手二號、七福、沖繩一〇〇號(魁)等であつて、更に地帯別に特色のあるものとして考慮せられてゐるものに砂地々帯向のもので甘藷農林二號、岩系八號、山陰三號、伯州赤、黒ボク地帯向のもので甘藷農林一號、山陰一號、細葉十四號、關東五號、壤地帯向では甘藷農林一號、九州五號、山陰一號、護國等がある。

種藷は、品種固有の形質を備へた色澤良好で充實せる健全な藷であつて一個七、八十匁から百匁内外のものを選び、床伏の當日貯藏場から取出し、攝氏四十七度から、四十八度の温湯に三十分間浸漬するか、或はウスブルンを攝氏二十七、八度内外の温湯を以て八百倍液とし、之に十五分間浸漬消毒して伏込むのである。

健全で太く長さ約一尺位、十二、三節の芽苗を育成するため、南面が温暖で日照長く、排水良好で管理に便なところを選び、本圃一反歩當り一坪乃至二坪を標準として本月の中下旬に温床を設置する。温床は幅五尺八寸、長さ適宜とし、東西に長くして周りに高さ一尺五寸内外の丸太杭を三尺毎に立て、之に横竹を架けて藷束を結束するのであつて、床孔は三四寸程掘下げて中高の蒲鉾型とし、藷の均一を圖るのである。

00733

藷束は坪當りの踏込量として藷四十貫、厩肥三十、水五十貫を用意し、晴天の日を選んで藷束を水に浸し、適度の濕氣を持たせて之を三つに切り、此の三分の一を框の内に萬遍なく置き均らし、更に厩肥の三分の一を入れるのである。之を三回程繰返して其の上に床土を四寸程入れ、藷束の穂先と基部とを交互に固く押詰めて油障子を覆ひ、更に其の上に菰か藎を覆せて發熱させ、攝氏三十度位に昇つた時に種藷を伏せるのである。

伏せ込みは藷の頭を北方に尾端を南方に、背を上にして並列し食指の這入る程度に踏込材料より三寸程離して藷が半分程隠れる程度に押し込み、一並べ終つたら約三寸の距離を置いて次を並べ全床を伏せ終つたら藷の隠れる程度に覆土する。そして其の上に藷束を並べて障子を屋根型に覆ひ、更に其の上に菰を覆ふて保温に努め、晴天の日中には菰を除いて床内の保温をすることが肝要である。

伏込後は攝氏二十五度位の温度を持たせるやうに努め、温度が高過ぎる場合は藷束を除き或は障子を開けて通氣を圖り、低くなるやうな場合には被覆物を加へて太陽熱の利用に努めるやうにすれば二週間位で全部發芽する。

伏込後約二分の一位發芽した時に藷束を全部取り、發芽が揃つたら藷間は菰を除いて太陽に當て、夜間は菰を覆ふて保温に努め

△馬鈴薯の作り方

一、適地と輪作

適地は肥沃な砂質壤土又は壤土等であるが、元來強健な作物であるから、陰濕な土地でない限りどんな場所でもよく出来るものであるが、排水の不良な土地では病害に罹り易く、且つ品質が劣り腐れ易いので排水の良好な土地を選ぶことが大切である。

馬鈴薯は茄子科に屬して連作を嫌ふものであるから、茄子とかトマト、胡椒、煙草等の跡地への栽培は三四年間避けた方がよい。

二、品種

品種は男爵、アーリーローズ、長崎赤等が本縣では最も多く栽培せられてゐる代表的なものであるが、此の中男爵は早生種であるから水田の前作にも適してゐる。短楕圓形で表皮は稍々薄く、滑らかで黄白色を呈し、大型で粒が揃つてゐて層薯が少く、肉質は粉狀緻密、水分少く風味に富む頗る多収系の有望な品種である。アーリーローズは表皮は淡紅色で長楕圓形をなし極く早生種で品質も良く相當の收穫を得る品種である。

00734

三、種薯の更新

馬鈴薯には萎縮病が多く、本縣の如き暖地では此の萎縮病に罹るものが多いから自家採種をすると收量が著しく減少するので、種薯は成るべく北海道とか東北地方の寒氣、高冷地帯の無病地から種薯を取換えることが増收上最も大切である。尙ほ種薯は大きなものを用ひる程收量が多いが、種子代を多く要するから普通十匁位のものが經濟的である。

四、種薯の消毒

ウスブルン五十瓦を水二斗二升一合に溶解した八百倍液に種薯を十五分間浸漬した上、二時間陰干にし、切口に木灰を塗つて疫病、瘡痂菌等の消毒することが必要である。

五、栽植の方法

本月上中旬に町寧に整地して畦の眞中に深さ三、四寸の播溝を設け、一尺二三寸毎に堆肥其の他の肥料を施し、肥料に直接觸れないやうに芽部を上にして種薯を置き、二寸内外の厚さに覆土するのである。

六、發芽後の手入

發芽したら強健な主莖を一、二本残して外の芽は全部摘み取り、主莖から生ずる分枝は其の儘にして置くのである。發芽を始めた頃第二回の中耕と追肥を行ひ、更に主莖が七、八寸に伸

びた頃第二回の中耕と追肥を行つて土壌を軟かくし根の伸長を助けるのである。

土寄は一回二、三寸程度に二回位行ふのであるが、初めは薄く次第に厚くするのであつて、土寄が浅いと品質を損じ早魘を被つて收量を著しく減ずることがあるから注意を要する。

花蕾が着いたら薯の發育を阻害するから早く摘み取らねばならぬ。其の他除草に注意すべきは勿論であるが、五月下旬から六月上旬頃早天が續いた場合には夕方に水を與へることが大切である。日中の溜水は薯が腐ることがあるから避けねばならぬ

七、肥料

多く肥料を用ひる程増收となるのであるが、殊に堆肥を多く施すと其の効果は大である。普通の土壌では反當窒素三匁匁、磷酸四匁匁、加里二匁五百匁位の割合で基肥を主体とし、追肥は速效性肥料を發芽當時に施し、二回目の追肥は七、八寸に伸びた頃施して土寄を行ふのである。今一反歩當りの標準施肥量を示すと

肥料名	用量	元肥	第一回追肥	第二回追肥
腐熟堆肥	三五〇	三五〇	一匁	一匁
下肥	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

00735

00734

過磷酸石灰

八 八 一 一

草木灰

二〇 二〇 一 一

八、病虫害の防除

偽舞蟲が發生して莖葉を喰害することがあるから、發生の初期に砒酸石灰二十匁、大豆腰着劑五匁を水一斗に溶解して撒布し、蚜蟲發生の際は初期にデリス石鹼、粉末石鹼、除蟲菊劑等で之を徹底的に驅除しなければならぬ。

九、收穫と貯藏

收穫は六月中下旬頃主莖が多少萎凋し葉色が稍々黄色くなつた時に收穫するのであるが、晴天續きの土地の乾いた日に早朝行ふやうにすべきである。

馬の縣外移出を禁止

三月 馬取締規則を制定公布

縣では馬の資源涵養並に需給の適正を期するため、三月二日縣令第二十號を以て馬の移出取締規則を制定公布した。即ち當該馬又は永久不合格馬以外の馬は之を縣外に移出することを禁止したものであつて、若し此の規定に違反して縣外へ移出し又は移出せ

んとしや者は五十圓以下の罰金若くは拘留又は科料にせられることになつてゐるから注意せられたい。

併しどうしても縣外へ移出しなければならない特別の事由がある場合は知事の許可を受ければよいことになつてゐるが、此の場合申請書に馬籍謄本を添へ市町村長を經由して知事に提出しなければならぬ。若し此の許可を受けて移出豫定の日から二十日間の間に移出を完了しないと其の許可の效力を失ふことになつて居り、又許可を受けて其の移出を完了した時は馬の飼養場所々屬の市町村長を經由して、七日以内に知事に申告しないと科料に處せられることになつてゐる。

撃ちてこまむ

太平洋全圖發行

陸地測量部では時局用として四六全列四枚續(十二色刷)包含區域東經七十度より西經六十五度、北緯六十七度三十分より南緯五十五度の一千萬分の一の太平洋全圖を發行し、各學校其の他の購入の希望に應ずることとなつてゐる。定價は一部(四枚)四圓希望者は東京市麹町區永田町小林文七宛申込まれたい。

週報・寫真週報掲載内容 (三月三日發行)

▲ 週報

- 昭和十八年豫算概要
  - 二三〇億貯蓄あと一息
  - 日露戦争と大東亞戦争
  - 大東亞戦争各方面の戦況
  - 頼もしい戦争生活例
- ▲ 寫真週報
- 大型焼夷弾はどうして消すか
  - 防空指導者の養成
  - 空を護るにぎりめし隊
  - 隣組で雛祭り
  - 兵隊さんの記事——戰場通信第一回
  - ヒ島人の俘虜懐しの故郷へ
  - 椰下のヒ島の椰子の實から
  - 曇都清掃運動
  - 敵機いっでも来い

◎ 行旅死亡人

徳島縣川内村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ヒノ旨申出有之候條心

當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、變死者、本籍、住所、氏名、職業、年齢不詳

推定四十五六歳位ノ女

二、變死及檢視ノ場所並其ノ模様

板野郡川内村竹須賀三八番地ノ二粟飯原満方門先縣道路

東側畑地ニ於テ變死シ居ルヲ同所ニテ檢視ス

三、死体ノ狀況

死体ニ縣道東側ノ麥畑ノ溝ニ頭ヲ北ニ俯向トナリ倒レ居

レリ年齢四十五、六歳位小柄ノ女ニシテ一見精神病者風

ナル事ヲ認めラル全身各部ニ外傷等ヲ認めザルモ四肢瘠

細リ顔面衰弱ノ情ヲ呈シ皮膚蒼白トナリ關節部ハ既ニ強

直ヲ來ス

頭髮ハ白毛混ジリニシテ散亂油氣又ハ梳リタル後ヲ認め

ズ着衣ハ縮柄模様全ク不明ノ程度ニ汚染シ袷衣襟ノデン

チュウ、襪履着物デンチュウヲ着シ足ハ黒足袋ヲ穿ツモ

着物ヲ使用シアル形跡ナシ

昭和十八年三月五日印刷  
昭和十八年三月五日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所